

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第15号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(36) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(36) (略)	(略)
(37) ジャーファーマンタ ー	<u>880円</u>	(37) ジャーファーマンタ ー	<u>870円</u>
(38) (略)	(略)	(38) (略)	(略)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。